



肝付町

令和6年1月

～第19号～

農業委員会だより



～ 本誌の内容 ～

- ② … 会長あいさつ、農業者年金について
- ③ … 地区担当表
- ④ … 地域計画の策定化、農地中間管理事業について
- ⑤ … 相続登記の義務化、荒廃農地について
- ⑥ … 肝付町賃借料情報ほか



新年のご挨拶



肝付町農業委員会

会長 永野 易 美

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様方には平素より本町農業委員会の活動に、ご理解とご支援、ご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

当農業委員会は委員の改選により、女性農業委員も五名になり、九月から新たな体制でスタート致しました。これから皆様方のご期待に添えるよう努めて参ります。

さて、近年農業を取り巻く環境は円安やロシアのウクライナ侵攻等の影響で物価高騰を招いており、農業者への負担が重く農業経営は厳しい状況にあります。今後、一刻も早い景気回復と農業の活性化を期待するところであります。

また、これから未来に輝く農業にするためには、SDGsでの持続可能な農業、AI、ICTなど先端技術を活用したスマート農業、農業の効率化と生産性の向上を図り、農作物の管理などを最適化し、農業技術の可能性や収益を高めることが求められています。

本町においても農業者の高齢化や後継者不足、担い手不足、耕作放棄地の解消などが喫緊の課題となっております。今後、当委員会の活動においては、農業委員と農地利用最適化推進委員との連携を図りながら、私たち委員の重要な役割である人・農地のマッチングと農地利用の最適化を進め、農業者と関係機関との懸け橋になるよう取り組んで参ります。

結びに、この一年が皆様にとりまして心豊かな一年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

将来の備えの為、農業者年金に加入しましょう!

サラリーマンの年金
(厚生年金)

老 齢 厚 生 年 金
国 民 年 金

農業者の年金
(国民年金のみ)

国 民 年 金

農業者の年金はサラリーマンと違い、公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、**自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。**

農業者の年金
(国民年金+農業者年金)

農 業 者 年 金
国 民 年 金

◆農業者年金加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
 - ②年間60日以上農業に従事
 - ③60歳未満
- ※国民年金付加年金への加入が必要

◆保険料について

保険料は月額2万円から6万7千円の中で自由に選択できます。その支払った保険料全額が社会保険料控除となりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。また、保険料の国庫補助による政策支援など加入しやすい仕組みがあります。詳しいことは農業委員会事務局かお近くのJAにお聞き下さい。

農業委員・農地利用最適化推進委員のご紹介

令和5年9月に農業委員・農地利用最適化推進委員の改選があり、新たなメンバーとなりました。

任期：令和5年9月1日～令和8年8月31日

農業委員



立迫直美
平後園
(波見・新富)



坂口利邦
東大園
(野崎)



横山一郎
八幡馬場
(新富)



内村綾美
下住下
(新富・前田)



内村香織
上之馬場1区
(新富)



山下昭司
新生町
(前田)



福田智浩
富山
(前田・宮下)



中村重治
下住上
(前田)



藤井勇次
上之馬場1区
(後田・前田)



永野易美
論地
(後田)



大窪輝則
大窪
(後田)



上名主辰也
富山
(富山・宮下)



上高原正人
柙木
(北方)



黒江幹也
馬込
(北方)



中原つや子
大平見
(南方)



美坂美智子
本地
(岸良)

氏名
振興会
(主な担当地区)

推進委員



白田利秋
下之門
(波見・新富)



船間一広
上之馬場4区
(野崎)



大坪進一
寺町ヶ丘
(新富)



鶴岡和喜
下住下
(新富・前田)



柳井谷力男
八幡馬場
(新富)



鶴田秀一郎
大脇
(前田)



島廻芳和
宮下川北
(前田・宮下)



上岡ヒトミ
長能寺
(前田)



谷山初男
協和
(後田・前田)



堂山静夫
岩崎
(後田)



梶原正巳
鳥越
(後田)



末次健一
富山
(富山・宮下)



馬込一夫
津房
(北方)



神領浩幸
天神
(北方)



冷水正行
大平見
(南方)



中原正文
本地
(岸良)

氏名
振興会
(主な担当地区)

「地域計画」の策定が法定化されました

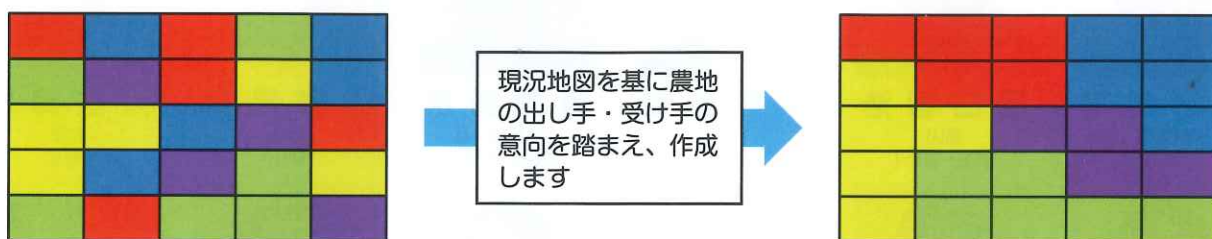
これまで、地域の話し合いにより作成されていた「人・農地プラン」に代わって、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和7年3月までに地域ごとに農地利用の将来像を描く「地域計画」を作成するよう義務付けられました。

この「地域計画」の策定のため、農地利用の意向調査等のアンケートを行うことがありますので、その際にご協力をよろしくお願いいたします。

＊「地域計画」とは

目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための計画です。農業者や市町村など幅広い関係者が参加し、地域農業の将来の在り方や10年後に目指すべき将来の具体的な利用の姿を描いた農地の地図（目標地図）等を定めます。

＊「目標地図」のイメージ



農地中間管理事業へ一本化されます

＊制度改正と経過措置について

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、令和7年4月より農業経営基盤強化促進法による所有権移転・利用権設定は**公益財団法人鹿児島県地域振興公社**を介した**売買・賃借（農地中間管理事業）**へ一本化されます。今までの手続きより**必要書類が増えたり手続きが厳正化していく**ため、早めの手続きをしていく必要があります。そのため、現在の利用権設定の更新があるタイミングで少しずつ農地中間管理事業へ移行をしていただくようお願いいたします。

※ただし、令和6年度末までは経過措置があり、これまでの方法で契約はできます。

農地中間管理事業の仕組み



令和6年4月から相続登記が義務化されます

♣なぜ義務化されるのか

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化されること**になりました。

♣相続登記の義務化とは

相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内**に、相続登記をすることが法律上の義務になります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、**10万円以下の過料が科される可能性**があります。遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産**も、相続登記がされていないものは**義務化の対象**になりますのでご注意ください。

♣相続登記の手続きについて

相続登記については、鹿児島地方法務局鹿屋支局にて手続きをすることができます。必要書類が分からない場合は、司法書士や行政書士、法務局にご相談してください。

荒廃農地を無くしましょう!!

荒廃農地は、農業生産に欠かせない農地の減少のほか、以下のようないろいろな問題を誘発させる原因になります。周囲の耕作者や住民に迷惑がかかりますので適正な管理をしていただきますよう、よろしくお願ひします。併せて、畦畔(あぜ)管理についても耕作者、所有者の方で草刈りを行ってください。また、草刈りした雑草などを農道、畦畔(あぜ)に放置をせず、適切な処理を行ってください。



病虫害の発生



野生鳥獣のひそみ場



水路への悪影響



景観の悪化



不法投棄の誘発

肝付町賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

締結（公告）された地域名		田		畑	
		平均額	データ数	平均額	データ数
内之浦	全体	8,700円	138	9,900円	51
高山	全体	9,800円	628	6,700円	319
（参考）肝付町平均		9,300円	766	8,300円	370

農地に関する手続きは農業委員会へ

★農地の権利移動等について（所有権移転、賃借権など）

⇒農地の売買、賃借などには農業委員会の許可が必要です（農地法3条など）。

令和5年度より面積要件が廃止となりました。また、その他の要件については従来通りの要件となりますのでご注意ください。

★農地の転用について

⇒農地を農地以外の用途に変更したい場合、農業委員会を通じて県の許可を受ける必要があります。

所有者自ら転用する場合は農地法第4条、農地を買う、または借りて転用する場合は農地法第5条の申請となります。事前に農地ではないか等の確認、相談を農業委員会や行政書士等にしてください。

※農地に植林する場合も転用申請が必要となります。

★申請書類受付締切日

⇒毎月10日（10日が土日、祝日の場合その翌日）

※その月によって変わることがありますので、農業委員会事務局へご確認ください。

★各種届出について

⇒次の事案がありましたら、農業委員会事務局に届け出てください。

- ・農地を相続した（相続届）。 ※法務局で相続登記を行ってください。
- ・農地の賃借契約、使用貸借を解約する（合意解約書）。
- ・所有している農地を第三者に売りたい、貸したい（あっせん届出書）。
- ・農地の利用変更や形質変更をする（形質変更届）。



見やすく！分かりやすく！

充実した農業・農村の情報を届けます

全国紙ですが、地方ごとの頑張る農業者の記事、イベント情報等を掲載

その他にも

◎農政に関するニュース ◎経営に役立つ情報
など様々な農業に関する記事が掲載されています。

購読のお申し込みは 農業委員会事務局へ

☎0994-65-8418

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 1ヶ月700円

◆発行所 全国農業会議所